

【資料8】

品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例
施行規則を公布する。

令和6年3月28日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区規則第8号

品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための
条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を
実現するための条例（令和6年品川区条例第6号。以下「条例」という。）
の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(推進会議の組織)

第3条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区内関係団体を代表する者
- (3) 公募区民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

(推進会議の会長および副会長)

第4条 推進会議に会長および副会長を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときはその職務を代理する。

(推進会議の会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長および副会長が選出されていないときは、区長が推進会議を招集する。

- 2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。
- 5 会議の公開の方法、公開の可否その他会議の公開に関し必要な事項は、会長が定める。

(推進会議の庶務)

第6条 推進会議の庶務は、区長室人権・ジェンダー平等推進課において処理する。

(苦情・相談の対応)

第7条 区長は、苦情等の申出の対応を行ったときは、その結果を当該苦情等の申出を行った者に対して速やかに通知するものとする。ただし、区長が通知する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

付 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。